

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
63	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書(令和8年1月以降)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

公表日

令和7年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務
②事務の概要	別添1を参照
③システムの名称	システム連携基盤番号連携サーバ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金(転入者)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の135の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第2の1の項)(令和3年12月22日付け府政経運第425号デ社第195号個情第1496号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 【情報提供】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当
②所属長の役職名	価格高騰支援給付金担当課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1437 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-1437
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び全項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/>	
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月25日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要)	別添2	別添2	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の100の項 ・省略 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の101の項 ・省略 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第2の1の項)(令和3年12月22日付け府政経運第425号デ社第195号個情第1496号)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II しきい値判断項目(1. 対象人数(評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)))	令和3年12月10日時点	令和4年9月13日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数(特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)))	令和4年2月1日時点	令和4年9月13日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	IV リスク対策(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託)	[]委託しない	[○]委託しない	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	IV リスク対策(5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。))	[]提供・移転しない	[○]提供・移転しない	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要)	別添3	別添3	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月25日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要)	<p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】 令和3年1月2日から基準日、又は令和4年1月2日から令和4年6月1日までに本市に転入してきた者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。 令和3年1月1日及び基準日、又は令和4年1月1日及び令和4年6月1日において本市に住民登録がある、他市町村で住民税の課税処理がなされている住民登録外課税者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。</p>	<p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】 各年度1月2日から給付ごとの基準日(※1)までに本市に転入してきた者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。 各年度1月1日及び給付ごとの基準日(※1)において本市に住民登録がある、他市町村で住民税の課税処理がなされている住民登録外課税者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。 ※1: ①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署)	健康福祉局総務部臨時特別給付金担当	健康福祉局総務部臨時特別・緊急支援給付金担当	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和5年1月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②役職名)	臨時特別給付金担当課長	臨時特別・緊急支援給付金担当課長	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和5年1月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	<p>・健康福祉局総務部臨時特別給付金担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1437 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108</p>	<p>・健康福祉局総務部臨時特別・緊急支援給付金担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1437 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108</p>	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉局総務部臨時特別給付金担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-1437	健康福祉局総務部臨時特別・緊急支援給付金担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-1437	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要)	別添4	別添4	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署)	健康福祉局総務部臨時特別・緊急支援給付金担当	健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②役職名)	臨時特別・緊急支援給付金担当課長	価格高騰支援給付金担当課長	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	・健康福祉局総務部臨時特別・緊急支援給付金担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-1437 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108	・健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-1437 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉局総務部臨時特別・緊急支援給付金担当 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1437	健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1437	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
	II しきい値判断項目(1. 対象人数(評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)))	令和4年9月13日時点	令和5年7月12日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
	II しきい値判断項目(2. 取扱者数(特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)))	令和4年9月13日時点	令和5年7月12日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月4日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要)	別添5	別添5	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月4日	II しきい値判断項目(3. 重大事故)	発生なし	発生あり	事後	事前の提出・公表が義務付けられないため
令和6年4月4日	II しきい値判断項目(1. 対象人数(評価対象の事務の対象人数は何人か))	10万人以上30万人未満	30万人以上	事後	事前の提出・公表が義務付けられないため
	II しきい値判断項目(3. 個人番号の利用(法令上の根拠))	・番号法第9条第1項 別表第1の101の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第2の1の項)(令和3年12月22日付け府政経運第425号デ社第195号個情第1496号)	・番号法第9条第1項 別表の135の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第2の1の項)(令和3年12月22日付け府政経運第425号デ社第195号個情第1496号)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II しきい値判断項目(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠))	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の121の項 【情報提供】 なし	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 【情報提供】 なし	事後	
	II しきい値判断項目(9. 規則第9条第2項の適用(適用した理由))	新規	令和6年7月下旬から令和6年度の給付金の給付を開始している。 当該給付金の対象者抽出の基準日は令和6年6月3日であり、基準日以降に対象世帯数が確定し、特定個人情報を使用して情報提供ネットワークシステムに連携するため、給付開始直前にしきい値が変更となった。 このため、保護評価規則第9条第2項の規定に基づく緊急時の事後評価の適用対象となる。	事後	
	IV8「監査」実施の有無	【○】内部監査	【 】内部監査	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要)	別添6	別添6	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月27日	II しきい値判断項目(1. 対象人数(評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)))	令和6年6月3日時点	令和7年1月27日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月27日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数(特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)))	令和6年6月3日時点	令和7年1月27日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	I 関連情報(9. 規則第9条第2項の適用(適用した理由))	令和6年7月下旬から令和6年度の給付金の給付を開始している。 当該給付金の対象者抽出の基準日は令和6年6月3日であり、基準日以降に対象世帯数が確定し、特定個人情報を使用して情報提供ネットワークシステムに連携するため、給付開始直前にしきい値が変更となった。 このため、保護評価規則第9条第2項の規定に基づく緊急時の事後評価の適用対象となる。	削除	事前	
令和7年7月31日	II しきい値判断項目(1. 対象人数(評価対象の事務の対象人数は何らか(いつ時点の計数か))	令和7年1月27日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数(特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か))	令和7年1月27日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

②事務の概要

- ・令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日付け府政経運第423号）及び令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和4年5月26日付け府政経運第280号、令和4年9月26日付け改訂府政経運第394号）に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。
- ・令和5年度川崎市電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金支給事務実施要綱（令和5年6月20日付け5川健庶第471号）に基づき、住民税非課税世帯等に対する価格高騰支援給付金を支給する。
- ・令和5年度川崎市電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金支給事務実施要綱（令和5年12月15日付け改正5川健庶第1447号）に基づき、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金を支給する。
- ・令和5年度川崎市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金支給事務実施要綱（令和6年2月16日付け5川健庶第2013号）に基づき、住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金を支給する。
- ・令和6年度川崎市住民税非課税化等世帯に対する物価高騰対策給付金支給事務実施要綱（令和6年7月17日付け6川健庶第672号）に基づき、住民税所得割非課税世帯に対する物価高騰対策給付金を支給する。
- ・令和6年度川崎市定額減税補足給付金支給事務実施要綱（令和6年7月9日付け6川健庶第453号）に基づき、定額減税補足給付金（調整給付）を支給する。
- ・令和6年度川崎市物価高騰対策給付金支給事務実施要綱（令和7年1月14日付け6川健庶第1436号）に基づき、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金を支給する。
- ・（仮称）令和7年度川崎市定額減税補足給付金（不足額給付）事務実施要綱に基づき、定額減税補足給付金（不足額給付）を支給する。

（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）

様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、現金を給付する。

（給付の対象となる世帯）

- 1 住民税非課税世帯（①10万円の現金給付、②10万円の現金給付、③5万円の現金給付、④3万円の現金給付、⑤7万円の現金給付、⑥3万円の現金給付）

給付ごとの基準日（①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日、④令和5年6月1日、⑤令和5年12月1日、⑥令和6年12月13日）において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度（①令和3年度、②令和4年度、③令和4年度、④令和5年度、⑤令和5年度、⑥令和6年度）の住民税均等割が非課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書等を郵送で送付。④を除き、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

- 2 家計急変世帯（①10万円の現金給付、②10万円の現金給付、③5万円の現金給付）

申請時点において川崎市に住民登録があり、令和3年1月以降、又は令和4年1月以降に家計が急変し、上記1の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。給付金を受給するには申請が必要。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

- 3 住民税均等割のみ課税世帯（10万円の現金給付）

給付ごとの基準日（令和5年12月1日）において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度（令和5年度）の住民税均等割のみが課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書等を郵送で送付。住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

- 4 住民税非課税化世帯（10万円の現金給付）

給付ごとの基準日（令和6年6月3日）において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度（令和6年度）の住民税所得割が新たに非課税となった世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書等を郵送で送付。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

（定額減税補足給付金）

定額減税しきれない（と見込まれる）所得水準の者に対して、当該減税しきれない額の合算額を基礎として、1万円単位で切り

上げて算定した額を定額減税補足給付金（調整給付）として支給する。また、令和6年度に実施した調整給付の額と本来給付すべき調整給付の額との間で差額が生じた者並びに本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった者に対して、定額減税補足給付金（不足額給付）を支給する。

（給付の対象となる者）

1 定額減税補足給付金（調整給付）

令和6年分（推計）所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が定額減税しきれない（と見込まれる）者。

2 定額減税補足給付金（不足額給付）

令和6年度に実施した調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と、令和6年度に実施した調整給付の額との間で差額が生じた者。また、次の要件全てに該当する者。

- ・青色事業専従者、事業専従者（白色）又は合計所得金額48万円超の者のうち、所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であり、本人として定額減税の対象外であること
- ・税制度上、「扶養親族」対象外であり、扶養親族等として定額減税の対象外であること
- ・低所得世帯向け給付の対象生体の世帯主又は世帯員にも該当しておらず、一体措置の上で低所得世帯向け給付対象でないこと

変更前の記載	変更後の記載
<p>【事務全体の概要】</p> <p>令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日付け府政経連第423号）に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。</p> <p>（給付の対象となる世帯）</p> <p>1 住民税非課税世帯</p> <p>基準日（令和3年12月10日）において本市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を郵送で送付。</p> <p>2 家計急変世帯</p> <p>申請時点において川崎市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、上記1の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。給付金を受給するには申請が必要。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】</p> <p>令和3年1月2日から基準日までに本市に転入してきた者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。</p> <p>令和3年1月1日及び基準日において本市に住民登録がある、他市町村で住民税の課税処理がなされている住民登録外課税者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。</p> <p><中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容> 省略</p>	<p>【事務全体の概要】</p> <p>令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日付け府政経連第423号）及び令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和4年5月26日付け府政経連第280号）に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。</p> <p>（給付の対象となる世帯）</p> <p>1 住民税非課税世帯</p> <p>基準日（令和3年12月10日）において本市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯、又は令和4年6月1日において本市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を郵送で送付。</p> <p>2 家計急変世帯</p> <p>申請時点において川崎市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降、又は令和4年1月以降に家計が急変し、上記1の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。給付金を受給するには申請が必要。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】</p> <p>令和3年1月2日から基準日、又は令和4年1月2日から令和4年6月1日までに本市に転入してきた者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。</p> <p>令和3年1月1日及び基準日、又は令和4年1月1日及び令和4年6月1日において本市に住民登録がある、他市町村で住民税の課税処理がなされている住民登録外課税者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。</p> <p><中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容> 省略</p>

変更前の記載	変更後の記載
<p>【事務全体の概要】</p> <p>令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日付け府政経連第423号）及び令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和4年5月26日付け府政経連第280号）に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。</p> <p>（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付する。</p> <p>（給付の対象となる世帯）</p> <p>1 住民税非課税世帯</p> <p>基準日（令和3年12月10日）において本市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯、又は令和4年6月1日において本市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を郵送で送付。</p> <p>2 家計急変世帯</p> <p>申請時点において川崎市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降、又は令和4年1月以降に家計が急変し、上記1の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。給付金を受給するには申請が必要。</p> <p>※1、2ともに、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く</p>	<p>【事務全体の概要】</p> <p>令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日付け府政経連第423号）及び令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和4年5月26日付け府政経連第280号）に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。</p> <p>（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）</p> <p>様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、現金を給付する。</p> <p>（給付の対象となる世帯）</p> <p>1 住民税非課税世帯（※1）</p> <p>給付ごと基準日（※2）において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度（※3）分の住民税均等割が非課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を郵送で送付。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。</p> <p>※1：①10万円の現金給付、②10万円の現金給付、③5万円の現金給付</p> <p>※2：①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日</p> <p>※3：①令和3年度、②令和4年度、③令和4年度。</p> <p>2 家計急変世帯（①令和4年9月申請分まで：10万円の現金給付、②令和4年10月申請分以降：5万円の現金給付）</p> <p>申請時点において川崎市に住民登録があり、令和3年1月以降、又は令和4年1月以降に家計が急変し、上記1の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。給付金を受給するには申請が必要。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。</p>

変更前の記載	変更後の記載
<p>【事務全体の概要】</p> <p>令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日付け府政経運第423号）及び令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和4年5月26日付け府政経運第280号）に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。</p> <p>（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）</p> <p>様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、現金を給付する。</p> <p>（給付の対象となる世帯）</p> <p>1 住民税非課税世帯（※1）</p> <p>給付ごと基準日（※2）において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度（※3）分の住民税均等割が非課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を郵送で送付。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く（※1）。</p> <p>※1：①10万円の現金給付、②10万円の現金給付、③5万円の現金給</p> <p>※2：①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日</p> <p>※3：①令和3年度、②令和4年度、③令和4年度。</p> <p>2 家計急変世帯（①令和4年9月申請分まで：10万円の現金給付、②令和4年10月申請分以降：5万円の現金給付）</p> <p>申請時点において川崎市に住民登録があり、令和3年1月以降、又は令和4年1月以降に家計が急変し、上記1の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。給付金を受給するには申請が必要。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】</p> <p>各年度1月2日から給付ごとの基準日（※1）までに本市に転入してきた者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。</p> <p>各年度1月1日及び給付ごとの基準日（※1）において本市に住民登録がある、他市町村で住民税の課税処理がなされている住民登録外課税者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。</p> <p>※1：①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日</p>	<p>【事務全体の概要】</p> <p>令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日付け府政経運第423号）及び令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和4年5月26日付け府政経運第280号）に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。</p> <p>令和5年度川崎市電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金支給事務実施要綱（令和5年6月20日付け5川健庶第471号）に基づき、住民税非課税世帯等に対する価格高騰支援給付金を支給する。</p> <p>（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）</p> <p>様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、現金を給付する。</p> <p>（給付の対象となる世帯）</p> <p>1 住民税非課税世帯（※1）</p> <p>給付ごと基準日（※2）において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度（※3）分の住民税均等割が非課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書等を郵送で送付。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く（※1④を除く）。</p> <p>※1：①10万円の現金給付、②10万円の現金給付、③5万円の現金給付、④3万円の現金給付</p> <p>※2：①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日、④令和5年6月1日</p> <p>※3：①令和3年度、②令和4年度、③令和4年度、④令和5年度。</p> <p>2 家計急変世帯（①令和4年9月申請分まで：10万円の現金給付、②令和4年10月申請分以降：5万円の現金給付）</p> <p>申請時点において川崎市に住民登録があり、令和3年1月以降、又は令和4年1月以降に家計が急変し、上記1の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。給付金を受給するには申請が必要。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】</p> <p>各年度1月2日から給付ごとの基準日（※1）までに本市に転入してきた者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。</p> <p>各年度1月1日及び給付ごとの基準日（※1）において本市</p>

に住民登録がある、他市町村で住民税の課税処理がなされている住民登録外課税者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。

※1 : ①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日、④令和5年6月1日

変更前の記載	変更後の記載
<p>【事務全体の概要】</p> <p>令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日付け府政経連第423号）及び令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和4年5月26日付け府政経連第280号）に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。</p> <p>令和5年度川崎市電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金支給事務実施要綱（令和5年6月20日付け5川健庶第471号）に基づき、住民税非課税世帯等に対する価格高騰支援給付金を支給する。</p> <p>（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）</p> <p>様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、現金を給付する。</p> <p>（給付の対象となる世帯）</p> <p>1 住民税非課税世帯（※1）</p> <p>給付ごと基準日（※2）において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度（※3）分の住民税均等割が非課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書等を郵送で送付。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く（※1④を除く）。</p> <p>※1：①10万円の現金給付、②10万円の現金給付、③5万円の現金給付、④3万円の現金給付</p> <p>※2：①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日、④令和5年6月1日</p> <p>※3：①令和3年度、②令和4年度、③令和4年度、④令和5年度。</p> <p>2 家計急変世帯（①令和4年9月申請分まで：10万円の現金給付、②令和4年10月申請分以降：5万円の現金給付）</p> <p>申請時点において川崎市に住民登録があり、令和3年1月以降、又は令和4年1月以降に家計が急変し、上記1の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。給付金を受給するには申請が必要。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】</p> <p>各年度1月2日から給付ごとの基準日（※1）までに本市に転入してきた者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税</p>	<p>【事務全体の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日付け府政経連第423号）及び令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和4年5月26日付け府政経連第280号）に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。 ・令和5年度川崎市電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金支給事務実施要綱（令和5年6月20日付け5川健庶第471号）に基づき、住民税非課税世帯等に対する価格高騰支援給付金を支給する。 ・令和5年度川崎市物価高騰対策給付金支給事務実施要綱（令和5年12月15日付け5川健庶第1447号）に基づき、住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金を支給する。 ・令和5年度川崎市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金支給事務実施要綱（令和6年2月16日付け5川健庶第2013号）に基づき、住民税均等割のみ課税世帯等に対する物価高騰対策給付金を支給する。 ・（仮称）令和6年度川崎市住民税非課税化等世帯に対する物価高騰対策給付金支給事務実施要綱に基づき、住民税所得割非課税世帯に対する物価高騰対策給付金を支給する。 ・（仮称）川崎市定額減税補足給付金の支給に関する事務実施要綱に基づき、定額減税可能額が、令和6年分（推計）所得割又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、定額減税補足給付金（調整給付）を支給する。また、所得割額及び個人住民税額確定後に生じた不足額について追加で支給する。 <p>（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）</p> <p>様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、現金を給付する。</p> <p>（給付の対象となる世帯）</p> <p>1 住民税非課税世帯（①10万円の現金給付、②10万円の現金給付、③5万円の現金給付、④3万円の現金給付、⑤7万円の現金給付）</p> <p>給付ごとの基準日（①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日、④令和5年6月1日⑤令和5年12月1日）において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度（①令和3年度、②令和4年度、③令和4年度、④令和5年度、⑤令和5年度）分の住民税均等割が非課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認</p>

非課税世帯であるか判定する。

各年度1月1日及び給付ごとの基準日(※1)において本市に住民登録がある、他市町村で住民税の課税処理がなされている住民登録外課税者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。

※1：①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日、④令和5年6月1日

事項が書かれた確認書等を郵送で送付。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

2 家計急変世帯(①令和4年9月申請分まで：10万円の現金給付、②令和4年10月申請分以降：5万円の現金給付)

申請時点において川崎市に住民登録があり、令和3年1月以降、又は令和4年1月以降に家計が急変し、上記1の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。給付金を受給するには申請が必要。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

3 住民税均等割のみ課税世帯(10万円の現金給付)

給付ごとの基準日(令和5年12月1日)において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度(令和5年度)分の住民税均等割のみが課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書等を郵送で送付。住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

4 住民税非課税化世帯(10万円の現金給付)

給付ごとの基準日(令和6年6月3日)において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度(令和6年度)分の住民税所得割が非課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書等を郵送で送付。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

(調整給付金) 定額減税しきれない(と見込まれる)所得水準の方に対して、当該減税しきれない額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。

(給付の対象となる方) 令和6年分(推計)所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が定額減税しきれない(と見込まれる)方。

変更前の記載	変更後の記載
<p>【事務全体の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日付け府政経連第423号）及び令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和4年5月26日付け府政経連第280号）に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。 令和5年度川崎市電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金支給事務実施要綱（令和5年6月20日付け5川健庶第471号）に基づき、住民税非課税世帯等に対する価格高騰支援給付金を支給する。 令和5年度川崎市物価高騰対策給付金支給事務実施要綱（令和5年12月15日付け5川健庶第1447号）に基づき、住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金を支給する。 令和5年度川崎市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金支給事務実施要綱（令和6年2月16日付け5川健庶第2013号）に基づき、住民税均等割のみ課税世帯等に対する物価高騰対策給付金を支給する。 （仮称）令和6年度川崎市住民税非課税化等世帯に対する物価高騰対策給付金支給事務実施要綱に基づき、住民税所得割非課税世帯に対する物価高騰対策給付金を支給する。 （仮称）川崎市定額減税補足給付金の支給に関する事務実施要綱に基づき、定額減税可能額が、令和6年分（推計）所得割又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、定額減税補足給付金（調整給付）を支給する。また、所得割額及び個人住民税額確定後に生じた不足額について追加で支給する。 <p>（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）</p> <p>様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、現金を給付する。</p> <p>（給付の対象となる世帯）</p> <p>1 住民税非課税世帯（①10万円の現金給付、②10万円の現金給付、③5万円の現金給付、④3万円の現金給付、⑤7万円の現金給付）</p> <p>給付ごとの基準日（①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日、④令和5年6月1日⑤令和5年12月1日）において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度（①令和3年度、②令和4年度、③令和4年度、④令和5年度、⑤令和5年度）分の住民税均等割が非課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認</p>	<p>【事務全体の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日付け府政経連第423号）及び令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和4年5月26日付け府政経連第280号、令和4年9月26日付け改正府政経連第394号）に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。 令和5年度川崎市電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金支給事務実施要綱（令和5年6月20日付け5川健庶第471号）に基づき、住民税非課税世帯等に対する価格高騰支援給付金を支給する。 令和5年度川崎市電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金支給事務実施要綱（令和5年12月15日付け改正5川健庶第1447号）に基づき、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金を支給する。 令和5年度川崎市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金支給事務実施要綱（令和6年2月16日付け5川健庶第2013号）に基づき、住民税均等割のみ課税世帯等に対する物価高騰対策給付金を支給する。 令和6年度川崎市住民税非課税化等世帯に対する物価高騰対策給付金支給事務実施要綱（令和6年7月17日付け6川健庶第672号）に基づき、住民税所得割非課税世帯に対する物価高騰対策給付金を支給する。 令和6年度川崎市定額減税補足給付金支給事務実施要綱（令和6年7月9日付け6川健庶第453号）に基づき、定額減税補足給付金（調整給付）を支給する。 令和6年度川崎市物価高騰対策給付金支給事務実施要綱（令和7年1月14日付け6川健庶第1436号）に基づき、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金を支給する。 （仮称）令和7年度川崎市定額減税補足給付金（不足額給付）事務実施要綱に基づき、定額減税補足給付金（不足額給付）を支給する。 <p>（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）</p> <p>様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、現金を給付する。</p> <p>（給付の対象となる世帯）</p> <p>1 住民税非課税世帯（①10万円の現金給付、②10万円の現金給付、③5万円の現金給付、④3万円の現金給付、⑤7万円の現金給付、⑥3万円の現金給付）</p>

事項が書かれた確認書等を郵送で送付。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

2 家計急変世帯 (①令和4年9月申請分まで:10万円の現金給付、②令和4年10月申請分以降:5万円の現金給付)

申請時点において川崎市に住民登録があり、令和3年1月以降、又は令和4年1月以降に家計が急変し、上記1の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。給付金を受給するには申請が必要。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

3 住民税均等割のみ課税世帯 (10万円の現金給付)

給付ごとの基準日 (令和5年12月1日) において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度 (令和5年度) 分の住民税均等割のみが課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書等を郵送で送付。住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

4 住民税非課税化世帯 (10万円の現金給付)

給付ごとの基準日 (令和6年6月3日) において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度 (令和6年度) 分の住民税所得割が非課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書等を郵送で送付。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

(調整給付金) 定額減税しきれない (と見込まれる) 所得水準の方に対して、当該減税しきれない額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。

(給付の対象となる方) 令和6年分 (推計) 所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が定額減税しきれない (と見込まれる) 方。

給付ごとの基準日 (①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日、④令和5年6月1日、⑤令和5年12月1日、⑥令和6年12月13日) において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度 (①令和3年度、②令和4年度、③令和4年度、④令和5年度、⑤令和5年度、⑥令和6年度) の住民税均等割が非課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書等を郵送で送付。④を除き、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

2 家計急変世帯 (①10万円の現金給付、②10万円の現金給付、③5万円の現金給付)

申請時点において川崎市に住民登録があり、令和3年1月以降、又は令和4年1月以降に家計が急変し、上記1の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。給付金を受給するには申請が必要。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

3 住民税均等割のみ課税世帯 (10万円の現金給付)

給付ごとの基準日 (令和5年12月1日) において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度 (令和5年度) の住民税均等割のみが課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書等を郵送で送付。住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

4 住民税非課税化世帯 (10万円の現金給付)

給付ごとの基準日 (令和6年6月3日) において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度 (令和6年度) の住民税所得割が新たに非課税となった世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書等を郵送で送付。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

(定額減税補足給付金)

定額減税しきれない (と見込まれる) 所得水準の者に対して、当該減税しきれない額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を定額減税補足給付金 (調整給付) として支給する。また、令和6年度に実施した調整給付の額と本来給付すべき調整給付の額との間で差額が生じた者並びに本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった者に対して、定額減税補足給付金 (不足額給付) を支給する。

(給付の対象となる者)

1 定額減税補足給付金 (調整給付)

令和6年分（推計）所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が定額減税しきれない（と見込まれる）者。

2 定額減税補足給付金（不足額給付）

令和6年度に実施した調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と、令和6年度に実施した調整給付の額との間で差額が生じた者。また、次の要件全てに該当する者。

- ・青色事業専従者、事業専従者（白色）又は合計所得金額48万円超の者のうち、所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であり、本人として定額減税の対象外であること
- ・税制度上、「扶養親族」対象外であり、扶養親族等として定額減税の対象外であること
- ・低所得世帯向け給付の対象生体の世帯主又は世帯員にも該当しておらず、一体措置の上で低所得世帯向け給付対象でないこと